

NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

October 23, 2020

2020年10月17日、第四次改正専利法が全人代に承認され公表されました。

第四次改正専利法では、損害賠償・挙証責任等々の訴訟関係、専利権の取引関係、意匠関係、職務発明関係、手続関係の条文が新設、改訂されています。

中国ビジネスの知的財産戦略に影響する内容も多く含まれておりますので、本改正専利法の要点を此処に報告いたします。ご参考になれば幸いに存じます。

なお、本改正専利法は、2021年6月1日から施行されます。

中科専利商標代理有限責任公司

日本事務所

TEL:06-6130-7051

FAX:06-6361-1162

e-mail: zhang@csptjp.com

『中華人民共和國第四次改正専利法』

(2020年10月17日公表)

<主要改正条文>

1. 専利権訴訟関係
 - 第71条 損害賠償・挙証責任
 - 第20条 権利濫用禁止
 - 第74条 時効
 - 第66条 実用新案・意匠の評価報告書
 - 第70条 専利行政機関の権限
 - 第76条 医薬品関係紛争早期解決メカニズム
2. 専利権取引関係
 - 第50~52条 専利開放許諾制度
3. 意匠関係
 - 第2条 部分意匠(定義)
 - 第29条 意匠国内優先権
 - 第42条 意匠存続期間
4. 職務発明関係
 - 第6条 職務発明
 - 第16条 職務発明奨励金
5. 手続関係
 - 第29条 国内優先権
 - 第30条 優先権主張手続き
 - 第42条 特許期間補償請求制度

第四次改正専利法 要点 (順不同)

1. 損害賠償(第71条)

専利権侵害の損害賠償金は最高五倍の罰則賠償が新設され、法定賠償額は3万元(最低額)～500万元(最高額)に引き上げられます。更に被告の帳簿等の提出命令を裁判所に求めることができるようになります。

これは、専利権の侵害行為を抑制し、専利権者の権利保護を強化する趣旨であります。

2. 行政訴訟(第70条)

専利権の侵害・模倣を取り締まる行政機関の権限が拡大されます。すなわち、全国に重大な影響を及ぼす専利侵害事案や管轄の違う多地域における同一専利権の侵害事案は、上位行政機関により一括的に処理するように要請できるようになります。

これは、複数の専利紛争事案の解決にあたり、その行政訴訟の効率化に繋がり、権利者にとっても権利行使が一層し易くなります。

3. 評価報告書(第66条)

無審査である実用新案や意匠による訴訟において、裁判所から評価報告書を要求されることがあります。本改正により、権利者、利害関係者(実施権者)以外に被疑侵害者も、知識産権局に評価報告書を請求し、裁判所へ提出することができるようになります。

これは、訴訟当事者の公平性、柔軟性、自発性の観点からの改正です。

4. 開放許諾制度(第50条～第51条)

この開放許諾制度は、権利者が専利権を解放宣言し、希望する第三者と実施許諾を交渉する制度であります。これは、専利権の取引・活用を促進する目的であります。

更には、開放許諾期間において、権利者が納付すべき年金について免除ないし削減されます。権利者にとって、開放許諾は、権利の活用策の一環となり、年金の減免により費用の節減策にもなります。

5. 意匠(第2条、第29条、第42条)

専利制度の国際調和の一環として、意匠制度が次のように改正されます。この改正により、意匠権を一層活用しやすくなります。

- ・部分意匠制度の導入(第2条)
- ・意匠保護期限の延長(10年⇒15年)(第42条)、
- ・意匠の国内優先権の適用(第29条)

6. 特許期限補償(第42条第2項)

発明特許出願日から四年を経過し、かつ実体審査請求の日から三年を経過した後に発明特許権が付与された場合、国務院専利行政部門は発明特許権者の請求を受け、発明特許の授権過程における不合理な遅延について特許権期限補償を与えることになります。

この制度は、米国の特許期限調整制度(Patent Term Adjustment)に相当します。ただし、この制度をどのように運用するかは、今後、実施細則や審査指南の改正によります。

7. 医薬品訴訟(第76条)

医薬品関係の特許紛争について早期解決メカニズムが規定されました。その運用は、今後の細則、審査指南、弁法の改正によります。

以上

《中华人民共和国専利法》改正対比表

第三次改正専利法（現行法） （2008年12月27日）	第四次改正専利法 （2020年10月17日）
第一章 総則	第一章 総則
<p>第2条 本法律において発明創造とは、発明、実用新案及び意匠をいう。</p> <p>発明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術案を指す。</p> <p>実用新案とは、製品の形状、構造又はその組み合わせについて出された、実用に適した新しい技術案を指す。</p> <p>意匠とは、製品の形状、図案又はその組み合わせ、及び色彩と形状、図案の組み合わせによって出された美観に富み且つ工業上の応用に適した新しいデザインを指す。</p>	<p>第2条 本法律において発明創造とは、発明、実用新案及び意匠をいう。</p> <p>発明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術案を指す。</p> <p>実用新案とは、製品の形状、構造又はその組み合わせについて出された、実用に適した新しい技術案を指す。</p> <p>意匠とは、製品全体または部分の形状、図案又はその組み合わせ、及び色彩と形状、図案の組み合わせによって出された美観に富み且つ工業上の応用に適した新しいデザインを指す。</p>
<p>◇ 部分意匠が追加された。</p> <p>◇ その具体的な運用については、細則、審査指南又は弁法の改正によって規定される。</p>	
<p>第6条 所属単位の任務を遂行し又は主に所属単位の物質的技術的条件を利用して完成させた発明創造は職務発明創造という。職務発明創造の特許を出願する権利はその単位に属する。出願が認可された後、当該単位が特許権者となる。</p> <p>非職務発明創造において、特許を出願する権利は発明者又は創作者に属する。出願が認可された後、発明者又は創作者が特許権者となる。</p> <p>所属単位の物質的技術的条件を利用して完成させた発明創造において、単位と発明者又は創作者とが契約を結んでおり、特許を出願する権利及び特許権の帰属に対し約定されている場合、その約定に従う。</p>	<p>第6条 所属単位の任務を遂行し又は主に所属単位の物質的技術的条件を利用して完成させた発明創造は職務発明創造という。職務発明創造の特許を出願する権利はその単位に属する。出願が認可された後、当該単位が特許権者となる。</p> <p><u>当該単位は、その職務発明創造の特許出願権利及び特許権を法律に照らして処置することができ、関する発明創造の実施及び運用を促進する。</u></p> <p>非職務発明創造において、特許を出願する権利は発明者又は創作者に属する。出願が認可された後、発明者又は創作者が特許権者となる。</p> <p>所属単位の物質的技術的条件を利用して完成させた発明創造において、単位と発明者又は創作者とが契約を結んでおり、特許を出願する権利及び特許権の帰属に対し約定されている場合、その約定に従う。</p>
<p>◇ 特許権者は、発明創造を自主的に奨励する多くの選択肢を有することになる。</p> <p>◇ これは、実際、発明創造の奨励方法が多数存在し（第15条参照）、発明創造の主体にも多様性があるため、法律の規定さえ満たせば、奨励方法を制限するべきではないとの趣旨である。</p>	
<p>第14条 国有企業、事業単位の発明特許が、国家利益又は公共利益に対して重大な意義がある場合、國務院の関係主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府は、國務院の認可を得て、許可された範囲内で応用を広げることを決め、指定した単位が実施することを認</p>	

<p>めることができる。実施する単位は、国家の規定に従って特許権者に実施料を支払う。</p>	
<p>第14条を第49条に移動</p>	
<p>第16条 特許権が付与された単位は、職務発明をした発明者又は創作者に対し奨励を与えなければならない。発明特許が実施された後、その普及応用の範囲及び得られる経済効果に応じて、発明者又は創作者に対し、合理的な報酬を与えなければならない。</p>	<p>第15条 特許権が付与された単位は、職務発明をした発明者又は創作者に対し奨励を与えなければならない。発明特許が実施された後、その普及応用の範囲及び得られる経済効果に応じて、発明者又は創作者に対し、合理的な報酬を与えなければならない。</p> <p><u>国家は、特許権が付与される単位が発明激励を実行し、株主権、株式オプション、分配金等の形を用いて、創新収益を発明者又は創作者に合理的にシェアさせるように促進する。</u></p>
<p>◇ 第六条に対応して、特許権者に自主的に発明創造を奨励する権利を与える。発明者に発明創造を奨励し、発明者に報酬を与える新しい方式を例示している。</p>	
	<p>第20条 <u>特許出願及び特許権行使は、誠実信用原則に従わなければならない、特許権を濫用して公共利益と他人の適法権益を損害したり競争の排除や制限をしたりしてはならない。</u></p> <p><u>特許権を濫用し、競争を排除または制限し、独占行為を構成する場合、「中華人民共和国独占禁止法」に基づき処理する。</u></p>
<p>◇ 例えば、明らかに先行技術に相当する標準発明を特許にする等の行為は許されない。この様な悪意のある特許出願又は悪意のある特許権の行使については制限されることになる。</p> <p>◇ 「中華人民共和国独占禁止法」に規定された独占行為は、競争を排除、制限効果を持つ経営者集中を含む。この条文は独禁法に基づいて規定されている。</p>	
<p>第21条 国務院専利行政部門及びその専利復審委員会は、客観、公正、正確、迅速の要求に照らして、法に従い、特許に関わる出願及び申請を取り扱わなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は、特許情報を全面的、正確、迅速に特許情報を発布し、定期的に出願特許公報を出版しなければならない。</p> <p>特許出願が公開又は公告されるまでは、国務院の専利行政部門の職員及び関係者はその内容について、秘密保持の責任を負う。</p>	<p>第21条 国務院専利行政部門は、客観、公正、正確、迅速の要求に照らして、法に従い、特許に関わる出願及び申請を取り扱わなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は、<u>特許情報公共サービス体系の建設を強化し</u>、全面的、正確、迅速に特許情報を発布し、<u>特許の基礎データを提供し</u>、定期的に出願特許公報を出版し、<u>特許情報伝播・利用を促進しなければならない。</u></p> <p>特許出願が公開又は公告されるまでは、国務院の専利行政部門の職員及び関係者はその内容について、秘密保持の責任を負う。</p>
<p>◇ 機構改革により、専利復審委員会は、国家知識産権局復審・無効審理部に変更された。</p> <p>◇ この規定は特許データの公開を強調しており、特許情報の入手が今以上に容易になる。</p>	
<p>第二章 特許権付与の要件</p>	<p>第二章 特許権付与の要件</p>
<p>第24条 特許出願する発明創造が、出願日前の6ヵ月以内に、次に掲げる場合の一つに該当するならば、新規性は喪失しないものとする。</p>	<p>第24条 特許出願する発明創造が、出願日前の6ヵ月以内に、次に掲げる場合の一つに該当するならば、新規性は喪失しないものとする。</p>

<p>(一) 中国政府が主催又は承認した国際展覧会において最初に展示した場合；</p> <p>(二) 定められた学術会議又は技術会議で最初に発表した場合；</p> <p>(三) 他人が出願人の同意を得ずにその内容を漏らした場合。</p>	<p>(一) <u>国家は緊急状態や非常事態が発生する場合、公共利益の目的で初めて公開された場合；</u></p> <p>(二) 中国政府が主催又は承認した国際展覧会において最初に展示した場合；</p> <p>(三) 定められた学術会議又は技術会議で最初に発表した場合；</p> <p>(四) 他人が出願人の同意を得ずにその内容を漏らした場合。</p>
<p>◇ <u>新規性喪失の例外に新たな条件が追加された。</u></p> <p>◇ <u>公共利益の目的で初めて公開された発明創造については、6ヶ月の猶予期間がある。例えば、新型コロナウイルスの流行の間、患者をタイムリーに治療するために公開された技術案など。</u></p>	
<p>第25条 下記の各号に該当するものについては、特許権を付与しない。</p> <p>(一) 科学的発見</p> <p>(二) 知的活動の法則及び方法</p> <p>(三) 疾病の診断及び治療法</p> <p>(四) 動物及び植物の品種</p> <p>(五) 原子核変換の方法により得られる物質</p> <p>(六) 平面印刷物の図案、色彩又は二者の結合によって作り出された主に標識の作用を有するデザイン。</p> <p>上記第(四)号に挙げた品種の生産方法については、本法の規定によって特許権を付与することができる。</p>	<p>第25条 下記の各号に該当するものについては、特許権を付与しない。</p> <p>(一) 科学的発見</p> <p>(二) 知的活動の法則及び方法</p> <p>(三) 疾病の診断及び治療法</p> <p>(四) 動物及び植物の品種</p> <p>(五) <u>原子核変換の方法及び</u>原子核変換の方法により得られる物質</p> <p>(六) 平面印刷物の図案、色彩又は二者の結合によって作り出された主に標識の作用を有するデザイン。</p> <p>上記第(四)号に挙げた品種の生産方法については、本法の規定によって特許権を付与することができる。</p>
<p>◇ <u>「審査指南」の規定との不一致を解消し、原子核変換方法及びこれによって得られる物質が国家の経済、国防、科学研究及び公共生活の重大な利益に関係し、単位や個人に独占されるべきではないことを明確にした。</u></p>	
<p>第三章 特許の出願</p>	<p>第三章 特許の出願</p>
<p>第29条 出願人は発明又は実用新案を外国で最初に特許出願した日から12ヵ月以内に、又は意匠を外国に最初に特許出願した日から6ヵ月以内に、同一主題について中国に出願する場合、当該外国が中国と締結している協定又は共に加盟している国際条約、又は相互に優先権を承認する原則により、優先権を享有することができる。</p> <p>出願人が発明又は実用新案を中国に最初に出願した日から12ヵ月以内に、国務院専利行政部門に対して同一主題について特許出願する場合、優先権を享有することができる。</p>	<p>第29条 出願人は発明又は実用新案を外国で最初に特許出願した日から12ヵ月以内に、又は意匠を外国に最初に特許出願した日から6ヵ月以内に、同一主題について中国に出願する場合、当該外国が中国と締結している協定又は共に加盟している国際条約、又は相互に優先権を承認する原則により、優先権を享有することができる。</p> <p>出願人が発明又は実用新案を中国に最初に出願した日から12ヵ月以内に、<u>又は意匠を中国で最初に出願した日から6ヵ月以内に、</u>また国務院専利行政部門に対して同一主題について特許出願する場合、優先権を享有することができる。</p>
<p>◇ <u>発明、実案と同様に意匠の国内優先権制度を追加した。</u></p> <p>◇ <u>本制度により、複数の類似意匠が一定期間内に創造される場合、後の意匠を併合出願できる。</u></p> <p>◇ <u>更に、先願の形式的な欠陥の克服にも利用できる。</u></p>	

<p>◇ ただし、本制度は、中国で最初に出願した意匠に限定して適用される。外国の意匠出願に基づく、中国への優先権出願には適用されない。</p>	
<p>第 30 条 出願人が優先権を主張する場合、出願時に書面により主張し、3ヵ月以内に最初に特許出願した書類の謄本を提出しなければならない。</p> <p>書面による主張がなされていないか又は期限内に特許出願した書類の謄本が提出されていない場合、優先権の主張がなかったものと見なす。</p>	<p>第 30 条 出願人が発明、実用新案の優先権を主張する場合、出願時に書面により主張し、申請を最初に提出した日から16ヶ月以内に、最初に特許出願した書類の謄本を提出しなければならない。</p> <p>出願人が意匠の優先権を主張する場合、出願時に書面により主張し、3ヵ月以内に最初に特許出願した書類の謄本を提出しなければならない。</p> <p>出願人は書面による主張がなされていないか又は期限内に特許出願した書類の謄本を提出していない場合、優先権の主張がなかったものと見なす。</p>
<p>◇ 発明及び実用新案の優先権証明書の提出期限が緩和された。</p> <p>◇ ただし、意匠の優先権証明書の提出期限は、出願日から三ヶ月以内に制限されている。</p>	
<p>第四章 特許出願の審査及び査定</p> <p>第 41 条 国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。特許出願人が国務院専利行政部門の出願拒絶査定に不服がある場合、通知を受け取った日から3ヵ月内に専利復審委員会に再審を請求することができる。専利復審委員会は再審をして決定し、特許出願人に通知する。</p> <p>特許出願人は専利復審委員会の決定に不服のある場合は、通知を受領した日から3ヵ月内に人民法院に訴訟を提起することができる。</p>	<p>第四章 特許出願の審査及び査定</p> <p>第 41 条 特許出願人が国務院専利行政部門の出願拒絶査定に不服がある場合、通知を受け取った日から3ヵ月内に国務院専利行政部門に再審を請求することができる。国務院専利行政部門は再審をして決定し、特許出願人に通知する。</p> <p>特許出願人は国務院専利行政部門の決定に不服のある場合は、通知を受領した日から3ヵ月内に人民法院に訴訟を提起することができる。</p>
<p>◇ 機構改革により、専利復審委員会は、国家知識産権局復審・無効審理部に変更した。</p>	
<p>第五章 特許権の存続期間、消滅及び無効</p> <p>第 42 条 発明特許権の存続期間は20年、実用新案及び意匠特許権の存続期間は10年とする。いずれも出願日から起算する。</p>	<p>第五章 特許権の存続期間、消滅及び無効</p> <p>第 42 条 発明特許権の存続期間は20年、実用新案特許権の存続期間は10年、意匠特許権の存続期間は15年とする。いずれも出願日から起算する。</p> <p><u>発明特許出願日から四年を経過し、かつ実体審査請求の日から三年を経過した後に発明特許権が付与される場合、国務院専利行政部門は特許権者の請求を受け、発明特許の授權過程における不合理な遅延について特許権期限補償を与えることができ、ただし、出願人による不合理な遅延は除外する。</u></p> <p>新創薬品の販売評議審査承認時間を補うために、中国で販売請求を行う新創薬品に係る発明特許に対して、<u>国務院専利行政部門は特許権者の要求に応じて特許権期限の延長を決定するこ</u></p>

	とができる。延長期間が5年以下であり、 <u>新創薬品が販売承認された後、特許権総合有効期限は14年を超えないとする。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 意匠特許権の保護期間は、「ハーグ協定」への加入に適応するため、15年まで延長された。実用新案は10年のままである。 ◇ 特許庁による不合理な審査遅延は補償されることになる。 ◇ 新創薬品の特許期間の補償請求制度は、新創薬品の販売承認で遅れた審査時間を補償する。ただし、その上限は14年である。(この点米国と同様である。) 	
<p>第45条 国務院専利行政部門が特許権を付与することを公告した日より、いかなる単位又は個人もその特許権の付与が本法の関連する規定に満たさないと認める場合は、専利復審委員会にその特許権が無効であることを宣告するように請求することができる。</p>	<p>第45条 国務院専利行政部門が特許権を付与することを公告した日より、いかなる単位又は個人もその特許権の付与が本法の関連する規定に満たさないと認める場合は、<u>国務院専利行政部門</u>にその特許権が無効であることを宣告するように請求することができる。</p>
<p>第46条 専利復審委員会は、特許権無効の宣告請求について速やかに審査及び決定を行い、且つ請求人及び特許権者に通知しなければならない。特許権無効の宣告の決定は、国務院専利行政部門によって登録及び公告される。</p> <p>専利復審委員会の特許権無効の宣告又は特許権維持の決定について不服がある場合は、通知を受領した日から3ヵ月内に、人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告手続きの相手側当事者に通知し第三者として訴訟に参加するように通知しなければならない。</p>	<p>第46条 <u>国務院専利行政部門</u>は、特許権無効の宣告請求について速やかに審査及び決定を行い、且つ請求人及び特許権者に通知しなければならない。特許権無効の宣告の決定は、国務院専利行政部門によって登録及び公告される。</p> <p><u>国務院専利行政部門</u>の特許権無効の宣告又は特許権維持の決定について不服がある場合は、通知を受領した日から3ヵ月内に、人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告手続きの相手側当事者に通知し第三者として訴訟に参加するように通知しなければならない。</p>
◇ 機構改革により、専利復審委員会は、国家知識産権局復審・無効審理部に変更した。	
第六章 特許の強制実施許諾	第六章 特許の特別実施許諾
	<p>第48条 <u>国務院専利行政部門、地方人民政府特許業務管理部門は、同級関連部門と共に措置を取り、特許公共サービスを強化し、特許実施と特許運営を促進しなければならない。</u></p>
	<p>第49条 <u>国有企業、事業単位の発明特許は、国の利益又は公共利益に重大な意義を有する場合、国務院の関係主管部門と省、自治区、直轄市人民政府は国務院の承認を経て、承認の範囲内で応用を普及させ、指定された単位に実施させることができ、実施単位は、国家の規定に基づいて特許権者に使用料を支払う。</u></p>
	<p>第50条 <u>特許権者が自分の意思で書面を以て国務院専利行政部門に如何なる単位又は個人にその特許の実施を許諾する意向がある声明をし、かつ許諾使用料の支払い方式、標準を明確にした場合、国務院専利行政部門は公告し、開放許諾が実行される。実用新案や意匠特許について開放許諾の声明を提出する場合、特許権評価報告書を提供すべきである。</u></p>

	<p><u>特許権者が開放許諾の声明を撤回する場合、書面を以て提出すべきであり、且つ国務院専利行政部門は公告する。開放許諾声明の撤回が公告された場合、先に与えられた開放許諾の効力に影響を及ぼさない。</u></p>
	<p>第 51 条 <u>如何なる単位又は個人は特許の開放許諾を実施する意向がある場合、書面を以て特許権者に通知し、かつ公告された許諾使用料の支払い方式、標準に従って許諾使用料を支払った後、特許実施許諾を取得することができる。</u></p> <p><u>開放許諾期間に、特許権者が支払うべき特許年金について相応して免除や削減されるべきである。</u></p> <p><u>開放許諾を実行する特許権者は、被許諾人と許諾使用料を協議した後に、通常許諾を与えることができ、ただし、当該特許について独占的許諾或いは排他的許諾を与えてはならない。</u></p>
	<p>第 52 条 <u>当事者が開放許諾の実施について紛争が発生した場合、当事者が協議して解決する。協議する意思がないまたは協議できない場合、国務院専利行政部門に調停を要請することができ、人民法院に起訴することもできる。</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 開放許諾制度を新設し、特許権者、実施者に関する権利及び義務を明確にした。 ◇ 開放許諾は、通常の許諾と共存できるが、独占的許諾と排他的許諾はできない。 ◇ 開放許諾全手続における国務院専利行政部門の監督管理の役割、開放許諾紛争に対する裁判所の管轄を明確にした。 ◇ 開放許諾の紛争解決手段としては、行政救済と司法救済の二通りがある。 ◇ 開放許諾に対する特許年金の減免も規定された。 	
第七章 特許権の保護	第七章 特許権の保護
<p>第 61 条 特許権侵害紛争が新製品の製造方法の発明特許にかかわる場合、同一の製品を製造する単位又は個人は、その製品の製造方法が特許方法と異なることを証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>特許権侵害紛争が実用新案特許又は意匠特許にかかわる場合、人民法院又は特許業務管理部門は、特許権者又は利害関係人に対して、国務院専利行政部門がかかる実用新案特許又は意匠特許に対して検索し、分析及び評価を行った上、作成した特許権評価報告書の提出を要求し、それを以って特許権侵害紛争を審理し、処分するための証拠とすることができる。</p>	<p>第 66 条 特許権侵害紛争が新製品の製造方法の発明特許にかかわる場合、同一の製品を製造する単位又は個人は、その製品の製造方法が特許方法と異なることを証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>特許権侵害紛争が実用新案特許又は意匠特許にかかわる場合、人民法院又は特許業務管理部門は、特許権者又は利害関係人に対して、国務院専利行政部門がかかる実用新案特許又は意匠特許に対して検索し、分析及び評価を行った上、作成した権利評価報告書の提出を要求し、それを以って侵害紛争を審理し、処分するための証拠とすることができる。</p> <p><u>特許権者、利害関係者または侵害被控訴人は、自発的に権利評価報告書を提出することもできる。</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 無審査である実用新案、意匠の訴訟において、裁判所から知識産権局の評価報告書を要求されることがある。 ◇ この場合、権利者、利害関係者（実施権者）以外の被疑侵害者も、知識産権局に評価報告書を請求し、裁判所へ提出することができるようになる。 	

<p>第 63 条 特許を詐称した場合は、法により民事責任を負う他、特許業務管理部門は、その是正を命じかつ公告を行い、違法所得を没収し、かつ違法所得の 4 倍以下の罰金を科すことができる。</p> <p>違法所得がない場合、20 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>第 68 条 特許を詐称した場合は、法により民事責任を負う他、特許執法を担当する部門は、その是正を命じかつ公告を行い、違法所得を没収し、違法所得の 5 倍以下の罰金を科すことができる。</p> <p>違法所得がないまたは違法所得が 5 万元以下の場合、25 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。</p>
<p>◇ 特許執法を担当する部門と特許を管理する部門を区分した。</p> <p>◇ 法律執行の力を強化し、罰金の倍数または罰金の金額を引き上げられた。</p>	
<p>第 64 条 特許業務管理部門は、既に取得した証拠に基づき、特許詐称に嫌疑のある行為を取り締まるとき、関係当事者を尋問し、違法に嫌疑のある行為に関する状況を調査することができる。</p> <p>当事者と違法に嫌疑のある行為の場所について現場検証を行い、違法に嫌疑のある行為に関する契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複製することができる。</p> <p>違法嫌疑のある行為に関する製品を検査し、特許を詐称したことを証明できる証拠を有している製品に対して、封印し又は差し押さえを行うことができる。</p> <p>特許業務管理部門が法に基づき前項に規定する職権を行使するときは、当事者は協力しなければならず、拒絶や妨害をしてはならない。</p>	<p>第 69 条 特許執法を担当する部門は、既に取得した証拠に基づき、特許詐称に嫌疑のある行為を取り締まるとき、以下の措置を取ることができる。</p> <p><u>(一) 関係当事者を尋問し、違法に嫌疑のある行為に関する状況を調査する。</u></p> <p><u>(二) 当事者と違法に嫌疑のある行為の場所について現場検証を行う。</u></p> <p><u>(三) 違法に嫌疑のある行為に関する契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複製する。</u></p> <p><u>(四) 違法嫌疑のある行為に関する製品を検査する。</u></p> <p><u>(五) 特許を詐称したことを証明できる証拠を有している製品に対して、封印し又は差し押さえを行う。</u></p> <p><u>特許業務管理部門が特許権者又は利害関係者の要望に応じて特許侵害紛争を取り扱う場合、前項第 (一) 号、第 (二) 号、第 (四) 号に挙げた措置を取ることができる。</u></p> <p>特許執法を担当する部門、特許業務管理部門が法に基づき前両項に規定する職権を行使するときは、当事者は協力しなければならず、拒絶や妨害をしてはならない。</p>
<p>◇ 特許執法を担当する部門と特許を管理する部門を区分し、特許執法を担当する部門と特許を管理する部門のそれぞれの職責を明確にした。</p> <p>◇ 特許詐称行為について、行政執法権が完備している。</p> <p>◇ 特許侵害事件について、行政執法において賠償決定を下さないことを考慮するため、特許執法を担当する部門は、関連する契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複製することができず、封印し又は差し押さえを行うこともできない。</p>	
	<p>第 70 条 <u>國務院專利行政部門は、特許権者又は利害関係者の請求に応じて、全国に重大な影響を及ぼす特許侵害紛争を処理することができる。</u></p> <p><u>地方人民政府の特許業務管理部門は、特許権者又は利害関係者の請求に応じて特許侵害紛争を処理することができ、当該行政地域内において同一の特許権を侵害した案件を合併して処理することができ、多地域において同一の特許権</u></p>

	<p>を侵害した案件について、<u>上級地方人民政府の特許業務管理部門が処理するように要請することができる。</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 法律層において、国家知識産権局の具体的な特許侵害事件に対する管轄を規定する。 ◇ 各級の特許法執行機関の地域間の侵害行為に対する打撃力を強化する。 	
<p>第 65 条 特許権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失に基づき確定する。実際の損失を確定することが困難な場合は、侵害者が権利侵害によって得た利益に基づいて確定する。権利者の損失又は権利侵害者の得た利益を確定することが困難な場合は、当該特許実施許諾料の倍数を参考にして合理的に確定する。賠償金額には権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まれるべきである。</p> <p>権利者の損失、侵害者の得た利益及び特許実施許諾料のいずれも確定することが困難な場合は、人民法院が特許権の種類、権利侵害行為の性質と状況などの要素に基づき、1 万人民元以上 1 0 0 万人民元以下の賠償を確定することができる。</p>	<p>第 71 条 特許権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失<u>または侵害者が権利侵害によって得た利益</u>に基づき確定する。権利者の損失<u>または侵害者が得た利益</u>を確定することが困難な場合は、当該特許実施許諾料の倍数を参考にして合理的に確定する。</p> <p>特許権を故意に侵害し、情状が重い場合、上記方法に従って認定した額の 1 倍以上 5 倍以下に賠償額を認定することができる。</p> <p>権利者の損失、侵害者の得た利益及び特許実施許諾料のいずれも確定することが困難な場合は、人民法院が特許権の種類、権利侵害行為の性質と状況などの要素に基づき、1 0 万人民元以上 5 0 0 万人民元以下の賠償を確定することができる。</p> <p>賠償金額には権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まれるべきである。</p> <p>人民法院が賠償額を確定するため、権利者が証拠提供に尽力したが、侵害行為に係る帳簿、資料が主に権利侵害に掌握されている場合、人民法院は侵害者に侵害行為に係る帳簿、資料を提供しようを命じることができる。侵害者が帳簿、資料を提供せず、又は偽造の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張とその提出された証拠を参考し、賠償額を判定することができる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現行法の規定では、賠償額を計算する場合、①権利者の損失、②侵害者の得た利益、③実施許諾料の順に従って行う。本改正により、①②の順序が廃止され、①又は②の何れかとなった。因って、特許権者は、権利侵害者の得た利益②を計算して、裁判所へ賠償額を請求することができる。 ◇ 故意的な侵害行為に対して、裁判所は、侵害者に二重打撃を加え、懲罰的賠償を決定することができる。懲罰的賠償は、①②又は③の賠償額の 5 倍まで増額でき、侵害行為に対する打撃力を実現する。 ◇ ①②又は③の損害賠償が困難な場合、裁判所は、法定賠償額を決定できる。その上限を 500 万元、下限を 3 万元に引き上げた。 ◇ 賠償額を計算するとき、特許権者の立証責任を軽減し、一部の立証責任を権利侵害者に移転することは、特許権者が高額な賠償を得るのに有利である。 	
<p>第 66 条 特許権者又は利害関係人は、他人が特許権の侵害行為を実施している又は実施しようとしていることを証明する証拠を有し、もし直ちに制止しなければ、合法的権益が補填困難な損害を被るおそれがある場合、提訴前に関係行為の停止命令をとるよう人民法院に申請することができる。</p>	<p>第 72 条 特許権者又は利害関係人は、他人が特許権の侵害行為を実施している又は実施しようとしていること、その権利の実現を妨害することを証明する証拠を有し、もし直ちに制止しなければ、合法的権益が補填困難な損害を被るおそれがある場合、提訴前に法に照らして財産保全、一定の行為をする、又は一定の行為を禁止する命令をとるよう人民法院に申請することが</p>

<p>申請者が申請を行う際に、担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は申請を却下する。</p> <p>人民法院は申請を受理してから 48 時間以内に裁定を下さなければならない。特別な事情があって延長が必要である場合は、48 時間を延長することができる。関連行為の停止を命じると裁定した場合、直ちに執行しなければならない。当事者は裁定に不服がある場合、1 回の復議を申請することができる。復議期間は裁定の執行を停止しない。</p> <p>人民法院が関連行為の停止命令措置を講じた日から 15 日以内に申請人が提訴しない場合は、人民法院はその措置を解除しなければならない。</p> <p>申請に誤りがあったとき、申請人は被申請人が関係行為の停止によって受けた損失を賠償しなければならない。</p>	<p>できる。</p> <p>申請者が申請を行う際に、担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は申請を却下する。</p> <p>人民法院は申請を受理してから 48 時間以内に裁定を下さなければならない。特別な事情があって延長が必要である場合は、48 時間を延長することができる。関連行為の停止を命じると裁定した場合、直ちに執行しなければならない。当事者は裁定に不服がある場合、1 回の復議を申請することができる。復議期間は裁定の執行を停止しない。</p> <p>人民法院が関連行為の停止命令措置を講じた日から 15 日以内に申請人が提訴しない場合は、人民法院はその措置を解除しなければならない。</p> <p>申請に誤りがあったとき、申請人は被申請人が関係行為の停止によって受けた損失を賠償しなければならない。</p>
<p>◇ 「中華人民共和國民事訴訟法」における保全に関する規定と一致させた。</p>	
<p>第 67 条 特許権侵害行為を制止するため、証拠が滅失又は後に取得が困難となるおそれのある場合、特許権者又は利害関係人は提訴前に人民法院に証拠保全を申請することができる。</p> <p>人民法院は保全措置を実施する際に、申請人に担保の提供を命じることができる。申請人が担保を提供しない場合は、申請を却下する。</p> <p>人民法院は申請を受理してから 48 時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を講じると裁定した場合は、直ちに執行しなければならない。</p> <p>人民法院が保全措置を講じた日から 15 日以内に申請人が提訴しない場合、人民法院はその措置を解除しなければならない。</p>	<p>第 73 条 特許権侵害行為を制止するため、証拠が滅失又は後に取得が困難となるおそれのある場合、特許権者又は利害関係人は提訴前に<u>法に照らして</u>人民法院に証拠保全を申請することができる。</p> <p>人民法院は保全措置を実施する際に、申請人に担保の提供を命じることができる。申請人が担保を提供しない場合は、申請を却下する。</p> <p>人民法院は申請を受理してから 48 時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を講じると裁定した場合は、直ちに執行しなければならない。</p> <p>人民法院が保全措置を講じた日から 15 日以内に申請人が提訴しない場合、人民法院はその措置を解除しなければならない。</p>
<p>第 68 条 特許権侵害訴訟の時効は 2 年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為を知った又は知り得たと考えられる日から起算する。</p> <p>発明特許出願公開後特許権が授与される前に、当該特許を実施して適当な実施料を支払わなかった場合における、特許権者は実施料の支払いを求める訴訟の時効は 2 年とする。特許権者は他人がその発明を実施していることを知った又は知り得た日から起算する。</p>	<p>第 74 条 特許権侵害訴訟の時効は 3 年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為を知った又は知り得たと考えられる日から起算する。</p> <p>発明特許出願公開後特許権が授与される前に、当該特許を実施して適当な実施料を支払わなかった場合における、特許権者は実施料の支払いを求める訴訟の時効は 3 年とする。特許権者は他人がその発明を実施していることを知った又は知り得た日から起算する。</p>

<p>但し、特許権者は特許権付与の前に既に知った又は知り得た場合、特許権付与日から起算する。</p>	<p>但し、特許権者は特許権付与の前に既に知った又は知り得た場合、特許権付与日から起算する。</p>
<p>◇ 本改正により、訴訟時効は「中華人民共和国国民法典」の規定と一致させた。 ◇ 特許権者が権利侵害を発見したものの、権利侵害者の真実な情報が分からなくて権利を主張できない場合（例えば、インターネットを利用して権利侵害を行う場合）がよくある。本改正後、侵害者の情報を知らない場合は、3年間の訴訟時効を計算しないということになり、特許権者に有利となる。</p>	
	<p><u>第 76 条 医薬品の販売評議審査承認過程において、医薬品販売許可申請者と関連特許権者または利害関係者が、登録を申請した医薬品に関する特許権について紛争が生じた場合、関連当事者は人民法院に提訴し、登録を申請した医薬品関連技術案が他人の医薬品の特許権保護範囲に入るか否かについての判断を要請することができる。国務院薬品監督管理部門は規定の期間内に、人民裁判所の発効裁判によって関連する薬品の販売の承認を一時停止するかどうかの決定を下すことができる。</u></p> <p><u>医薬品販売許可申請者と関連特許権者または利害関係者は、登録を申請した医薬品に関する特許権紛争について、国務院専利行政部門に行政判断を請求することもできる。</u></p> <p><u>国務院薬品監督管理部門は国務院専利行政部門とともに薬品の販売許可申請段階の特許権紛争解決の具体的な繋ぎ方法を制定し、国務院の同意を得て実施する。</u></p>
<p>◇ 本改正により、医薬品特許紛争早期解決メカニズムを確立し、関連する医薬品の販売開始前に潜在的な特許紛争を早期に解決できるようになる。 ◇ 本改正は原則的な規定に属し、具体的な詳細条件については、これからの細則、審査指南、弁法などの改正によって規定される。</p>	
<p>第 72 条 発明者又は創作者の非職務発明創造の特許出願権及び本法に定めるその他の権益を侵害した場合、所属単位又は上級の主管機関は行政処分を行う。</p>	<p>第 72 条 発明者又は創作者の非職務発明創造の特許出願権及び本法に定めるその他の権益を侵害した場合、所属単位又は上級の主管機関は行政処分を行う。</p>
<p>◇ 削除。これは民事紛争の範疇に属する。</p>	
<p>第 73 条 特許業務管理部門は社会に特許製品を推薦する等経営活動に関与してはならない。 特許業務管理部門は前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関は是正命令をし、その影響の除去し、違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合は、直接の責任主管職員及びその他の直接の責任者に対し、法により行政処分する。</p>	<p>第 79 条 特許業務管理部門は社会に特許製品を推薦する等経営活動に関与してはならない。 特許業務管理部門は前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関は是正命令をし、その影響の除去し、違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合は、直接の責任主管職員及びその他の直接の責任者に対し、法により処分する。</p>
<p>第 74 条 特許管理業務に従事する国家機関の職員及びその他の関係国家機関の職員は、職務怠慢、職権乱用、私利で不正を行って、犯罪を構成する場合、法に基づいて刑事責任を追求する。犯罪を構成しない場合、法により行政処分を行う。</p>	<p>第 80 条 特許管理業務に従事する国家機関の職員及びその他の関係国家機関の職員は、職務怠慢、職権乱用、私利で不正を行って、犯罪を構成する場合、法に基づいて刑事責任を追求する。犯罪を構成しない場合、法により処分を行う。</p>

◇ 特許業務を管理する部門の性質や管理体制（国家行政機関、知的財産権保護センターなど）の多様性に鑑み、行政処分を処分に変更し、用語がより厳密になった。

以上